

議案参考資料

[令和2年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

(消防本部) 予防課 指導係

議案名

議案第88号 桐生市火災予防条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正に伴い、急速充電設備について、所要の改正を行おうとするものです。

概要

- 1 電気自動車等を充電する急速充電設備の全出力の上限を、「50 キロワット以下」から「200 キロワット以下」に改めます。
- 2 全出力 50 キロワットを超える急速充電設備の設置に届出が必要となります。

(施行期日：令和3年4月1日)

背景・経過

電気自動車に搭載される蓄電池の大容量化に伴い、高出力の急速充電設備の普及が想定されています。

このような技術革新の動向を踏まえ、急速充電設備の全出力の上限を現状の50キロワット以下から200キロワット以下まで拡大し、併せて火災予防上必要な措置を定めるため、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(令和2年総務省令第77号)」が、令和2年8月27日に公布され、令和3年4月1日に施行されます。